

開東社会保険ニュース

No.103

平成 19 年 1 月



給与から控除される労働・社会保険料の変更時期

前号で1月から所得税源泉徴収月額が変更になるとお知らせしましたが、毎月の給与から控除している労働・社会保険料はどんな時に変更されるのでしょうか。

お問合せも何件かいただきましたので、後で修正！とならないようにもう一度おさらいしてみましょう。

区分	控除項目	控除額の求め方(19.1時点料率)	通常の変更の時期
労働保険	労災保険料	全額事業主負担ですので、給与控除はありません。	料率変更の場合、通常4月の新年度概算保険料算出時から変更されます。 ただし、左記の算式で求めるので、総支給額が違えば、毎月雇用保険料控除額も異なります。
	雇用保険料	賃金支払総額×8/1000(注2) (円未満切捨て)	
社会保険(政府管掌)	健康保険料	標準報酬月額×82/1000/2	料率変更:4月(5月給与控除分)から 定時決定:9月(10月給与控除分)から(注3) 随時改定:変更月の翌月給与控除分から(注4)
	介護保険料	標準報酬月額×12.3/1000/2 (40歳以上65歳未満の被保険者)	料率変更:3月(4月給与控除分)から(注5) とは健康保険料と同じ
	厚生年金保険料	標準報酬月額×146.42/1000/2	平成29年まで、毎年9月に3.54/1000ずつ上がります。(10月給与控除分から) とは健康保険料と同じ

(注1)料率は毎年変わるわけではなく、法改正があった場合です。また、変更は4月からとは限りません。

(注2)上記雇用保険料率は農林水産・清酒製造・建設事業以外のものです。

(注3)定時決定とは、毎年7月1日現在に被保険者が直前3ヶ月(4~6月)に受けた報酬総額の平均額を元に算定基礎届で標準報酬月額を決定することです。ただし、報酬支払いの基礎日数が17日未満の月を除きます。定時決定による標準報酬月額は、原則同年9月~翌年8月まで使用します。

(注4)随時改定とは、昇降給などで固定的賃金(基本給や通勤費など。残業代は変動するので該当しません。)の変更があり、変更月から3ヶ月の平均標準報酬月額と現在の標準報酬月額に2等級以上の差が生じた場合、月額変更届でその翌月(変更月から4月目)から標準報酬月額を改定することです。ただし、3ヶ月間に報酬支払いの基礎日数が17日未満の月がないことが条件です。

(注5)介護保険料率については、介護給付費の関係で、1年度は3月から2月となっているので、3月分(4月末日納付義務)から、ほぼ毎年変わります。(任意継続被保険者の場合は、1ヵ月遅れとなります。)

労働・社会保険料ではありませんが、住民税の特別徴収をしている事業所様は、毎年6月から住民税の額が変更になります。通常、端数分は6月に加算され、7月分~5月分は同額ですので、ちょっと注意が必要ですね。

ご質問・ご相談は **開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル8階

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711

ホームページ <http://www.kaito-sr.com/> メールアドレス info@kaito-sr.com